

# チャレンジ鹿児島労働局(20年12月)

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

## 11月の有効求人倍率は0.46倍で 前月を0.01ポイント下回る

鹿児島県の11月の有効求人倍率(季節調整値)は0.46倍(前月0.47倍)と、前月を0.01ポイント下回り、また、新規求人倍率(季節調整値)は0.71倍と前月を0.04ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比18.7%の減で、10か月連続で減少しました。

産業別では、卸売・小売業(1.6%増)が10ヶ月ぶりに増に転じましたが、建設業(26.3%減)は16ヶ月連続、サービス業(38.7%減)も6ヶ月連続の減となり、また、運輸業(41.4%減)も再び減に転じました。

新規求職者数は前年同月比0.8%の増と、3ヶ月連続の増となりました。

新規常用求職者の態様別では、在職求職者(6.8%増)は17か月連続で増加し、また、離職求職者(0.2%減)は3ヶ月ぶりに減に転じ、無業求職者(1.6%増)は3ヶ月連続の増となりました。

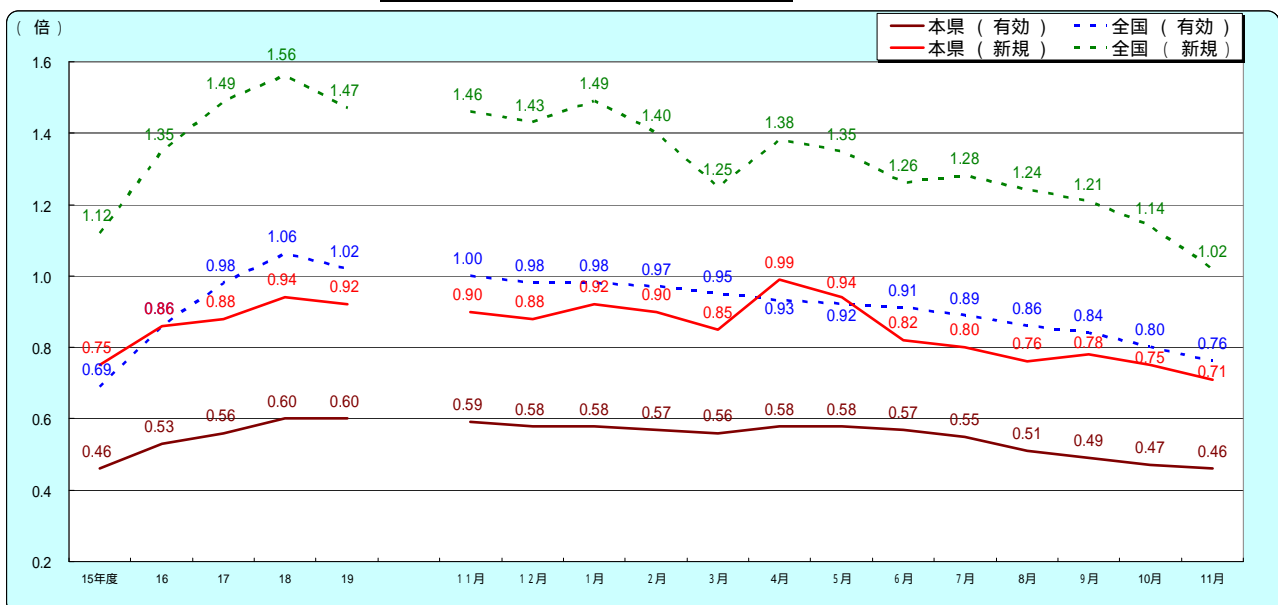
離職求職者の内訳では事業主都合離職者(15.5%増)は6か月連続の増となり、自己都合離職者(6.8%減)は3ヶ月ぶりに減に転じました。

今後の雇用失業情勢については、景気が後退局面にある中で、新規求人は当面低下傾向で推移すると思われます。一方、新規求職は製造業をはじめとする雇用調整に伴う事業主都合離職者や在職者及び団塊の世代等の求職も増加が予想されることから、全体としても増加傾向で推移するものと思われます。

鹿児島労働局では厳しい雇用情勢の下、雇用のセーフティネットとして、職業安定・労働基準・雇用均等の3行政が一体となって、雇用維持対策や再就職支援等、より積極的かつ効果的な行政の展開に努めて参ります。

(職業安定部職業安定課)

有効(新規)求人倍率の推移



# 12月29日及び30日に、 ハローワークにおける年末緊急職業相談 労働基準監督署における年末緊急労働条件特別相談 を実施します

## ハローワークにおける年末緊急職業相談

最近における非正規雇用労働者の雇止めや、新規学卒者の採用内定取消しなど、雇用情勢は急速に悪化しております。

このようなことから、ハローワークでは、これらの方々を支援するため、下記により「年末緊急職業相談」窓口を設置し、職業相談や求人情報提供等のサービスを実施します。

- ・相談窓口開設日・時間

平成20年12月29日(月) 30日(火) 10時～17時

- ・提供サービス

職業相談、求人情報の提供、住宅確保に係る相談

求人情報については、12月26日までに受理した求人です。

- ・窓口開設ハローワーク

ワークプラザ天文館

所在地 鹿児島市東千石町1-38 アイムビル6階 電話 099-223-8010

## 労働基準監督署における年末緊急労働条件特別相談

鹿児島労働基準監督署において、「年末緊急労働条件特別相談窓口」を開設し、解雇、雇止め、賃金不払等が行われた非正規労働者等に対する労働条件相談を実施します。

- ・相談窓口開設日・時間

平成20年12月29日(月) 30日(火) 10時～17時

- ・提供サービス

解雇・雇止め、労働条件の引下げ等に係る労働契約法の内容や裁判例等についての情報提供

解雇、賃金不払等に関し労働基準関係法令上問題のある事案に対する相談への対応

- ・窓口開設労働基準監督署

鹿児島労働基準監督署

所在地 鹿児島市薬師1-6-3 電話 099-214-9175

## 次世代育成支援対策推進法が改正されます！

急速な少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)では、地方公共団体が地域行動計画を策定・公表するとともに、企業においても、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局にその旨を届け出ることが義務づけられています。( 行動計画策定届出が義務となっている企業は301人以上の従業員を雇用する企業ですが、それ以外の企業も行動計画を策定し届出るように努めることになっています。)

その中で、地域や職場における、総合的な次世代育成支援対策をより推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が、平成20年12月3日に法律第85号として公布され、次世代法の一部が次のとおり改正されます。なお、具体的な内容については、今後、省令・指針において定められます。

- 1 行動計画の届出義務企業が従業員101人以上企業へ拡大(平成23年4月1日施行)  
一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大されます。

- 2 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(平成21年4月1日施行)

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、101人以上の企業は義務(101人以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務)、100人以下の企業は努力義務となります。

義務及び努力義務の規定はそれぞれ施行日以降に策定又は変更した行動計画について適用されます。

なお、平成21年3月31日までに届け出た行動計画については、義務ではありませんが自ら公表、周知することを妨げるものではありません。

(雇用均等室)

## 平成 21 年度「均等・両立推進企業表彰」 候補企業の公募について

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を対象に「均等・両立推進企業表彰」を実施しています。

このたび、平成 21 年度の各賞候補を公募しますので、ぜひご応募ください。

ポジティブ・アクションに積極的に取り組んでいる企業、両立支援に積極的に取り組んでいる企業の応募お待ちしております。

応募の受付期間は、平成 21 年 1 月 1 日～ 3 月 31 日までです。

応募用紙に必要事項をご記入の上、鹿児島労働局雇用均等室あて郵送又は F A X にてお送りください。

なお、各賞の詳細や応募用紙については厚生労働省ホームページでご覧いただくこともできます。( <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/> )

(雇用均等室)